

SDGs ネットワークおかやま 規約

(名 称)

第1条 本会は、SDGs ネットワークおかやまと称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、特定非営利活動法人岡山 NPO センターに置く。

(目 的)

第3条 本会は、岡山において SDGs の達成を実現するために、多様な組織・個人が連携し、共に社会に必要な行動の提案やその環境づくり、協働・共創の取り組みのためのプラットフォームづくりなどに取り組むことで、持続可能な地域の実現に貢献します。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 岡山での SDGs 達成のための社会提言事業
2. 岡山での SDGs 達成のためのプラットフォーム・円卓会議事業
3. 岡山での SDGs に関する普及啓発・広報事業
4. 岡山での SDGs 達成のための関係組織との連携
5. その他、目的達成のために必要な事業

(会 員)

第5条 本会の目的に賛同し入会した組織及び個人をもって会員とする。

2 入会に関する手続き、要件、年会費などは別途、世話人会で定めるものとする。

(運 営)

第6条 本会の事業を遂行するために総会と世話人会をおく。

(総 会)

第7条 本会の会員により会の運営、活動に必要なことを決定するために総会を開く。

(役 員)

第8条 本会に次の役員を置く。役員をもって世話人会を構成する。

1. 会 長 1名 本会を代表し、会を統括する。
2. 副 会 長 1～2名 会長の補佐をし、事故あるときは代行する。

(役員を選出)

- 第9条 役員は世話人会において選出し、総会の承認を得るものとする。
2 その他、役員に関する要件や任期などは世話人会で定め、総会の承認を得る。

(会 計)

- 第10条 本会の運営は、会費、事業収入、助成金、その他によってまかなう。
本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

- 監 査 若干名 本会の業務及び会計の監査を行う。
顧 問 若干名 本会の運営について助言を行う。

付 則

- ・この規約は、2018年12月20日より施行する。
- ・設立当初の役員は以下のとおりとする。
 1. 会 長 石原 達也
 2. 副会長 三好 祐也